

令和7年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年3月12日（水） 午前10時00分
 2 場 所 市役所 第一委員会室
 3 議 題 議第37号 山北林業センター条例を廃止する条例制定について
 議第39号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）

4 出席委員（6名）

1 番	三 田 敏 秋 君	2 番	姫 路 敏 君
3 番	佐 藤 憲 昭 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大 滝 国 吉 君

7 委員外議員（なし）

8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	小 田 篤 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事	佐 野 正 俊 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	高 橋 直 紀 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	田 村 政 和 君
同 課 経 済 振 興 室 係 長	板 垣 鉄 也 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

（午前10時00分）

委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第37号 山北林業センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

農林水産課長 農林水産課、小川です。よろしくお願いいたします。それでは、説明をさせていただきます。議第37号は、山北林業センター条例を廃止する条例制定についてであります。山北林業センターについては、1階を村上市森林組合の事務所として、2階、3階を村上市の林業技術研修施設として昭和50年に開設以来、林業共同活動拠点施設として管理を行ってきましたが、建物が老朽化し、安全性の確保が難しくなったことから、施設の解体を行っているところであります。山北林業センターが担ってきました機能面につきましては、森林組合の事務所は令和3年より旧さんぽく北小学校に移転しており、林業技術研修の場としては拠点を設けることなく、ほかの施設を活用して研修や会議を行うことができていることから、このたび令和7年3月末をもって山北林業センターを廃止しようとするものであります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（質 疑）

姫路 敏 この林業センターというのは今現在、現状はあるのですか、ないのですか。

農林水産課長 こちらにつきましては、今現在解体を進めているところであります。この3月の18日をもって一応完了予定で今進めています。

姫路 敏 強いて言えば、順番が逆かなと思うのですが。何を言いたいかというと、この議案を最初に持って、議会の賛同を得たところで解体に踏み切るべきなのではないですか。議案も通っていないのに、解体が3月の18日に終わりますでは、議会無視としか考えられないですけども、委員長、その辺いかがですか。

河村委員長 では、課長、この流れ、経緯をお願いいたします。

農林水産課長 すみません。こちらにつきましては、令和5年に村上市森林組合のほうから、この建物の外壁が崩れてきていて危険なのでということで、解体までの間、養生をしていただきたいという要望がございました。その間、それ以前にも建物については老朽化してきていて、事務所の建て替えですとか、いろいろな形で検討をしてきた中で、コロナですとか森林組合さんの事情もございまして、この施設の処理というか、今後の対応について先延ばしで、検討はしてきましたが、結論が出ない中で来ていたところで、さっき私説明したように、令和5年に擁壁の壁が崩れてきていて、下の奥の駐車場に止める車とか、いろいろな部分で危険が生じてきているのでということで、養生マットを敷く工事を要望されて、それをしたところであります。その中で、改めて森林組合さんのほうから、ちょっと先の利用はまだ具体的にはないのだけれども、建物のほうだけ早めに解体していただきたいというような要望がございまして、こちらについては、市と森林組合でその施設の持分ありますので、解体する、いろいろなことするにも森林組合さんの分担金、要は経費負担を求めなければならぬといった中で、森林組合さんのほうでその解体に係る経費についても分担できるのでということで回答いただいたので、建物が今そういう状況でしたので、早急に何らかの対応をする必要があるのかなということで、委員おっしゃるように順番が本来の逆になってしまったのかなと思いましたが、そういうふうな対応が求

められていたという事情で、ちょっと先に建物のほうの解体をさせていただいたという形になります。

姫路 敏 そういうことであれば、そういうことをしっかりと前もって議会に報告するというのが1つ。それで、外壁が令和5年に崩れてきていて危ない状況なのだと、代替する場所もあるということであれば、その時点でもう、ここの建物イコールこの条例ですから、はっきり言って。ですから、前もってそれを議会に申し入れて、それで解体を先にやりたいとか、あるいは条例の撤廃をしたいとかという形があって当然なのです。何でこんなこと言うかということ、いいですか、委員長。

河村委員長

はい。

姫路 敏 何でこういうことを言うかということ、何するにもよく言われるルールがあるではないですか。やっぱり議会は追認機関ではない、あなた方の追認するための機関ではない、言えばオーケーなのではない。議会は、それを審議してもらう場所なのだ。だから、それをしっかりと理解していただかないと困ると、こういうことなのですから、副市長、どうですか。

副市長 解体経費、これについては御議決いただきましてありがとうございました。おっしゃるとおり、それは廃止条例を議決いただいて解体すべき、ごもっともだと思いますので、今後こういうことのないように十分気をつけてまいりたいというふうに考えております。

姫路 敏 課長のほうも、今後もしそういう類似したような建物、条例に鑑みられるものが、建物、施設があるようでしたら、早めに議会のほうと相談した上で物をするということで今後気をつけていただきたいと思います。いかがですか。

農林水産課長 今後はこのようなことのないように、事前に準備した中で進めさせていただければと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第39号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(観光課長 田中章穂君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光課長 それでは、議第39号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。当予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出総額を1億6,118万5,000円とするものでございます。内容について御説明申し上げます。予算書11ページ、歳出のほうから御説明させていただきたいと思います。10ページ、11ページをおはぐりください。総務費、総務管理費、一般管理費、説明欄1、蒲萄スキー場運営経費、工事請負費として3,000万円の計上でございます。この計上につきましては、令和6年度計画しておりました

工事の中で、うち2本に増工等の必要性が生じたための計上でございます。その工事は2本ありまして、1本目が2級河川蒲萄川の護岸改修工事でございます。実施に当たり、河川周辺の竹や木などは伐採せずに工事を行う予定でしたが、草刈りを行い、のり面の地形を表したところ、のり面が河川の流れや降雨によって浸食されておる状況が確認されました。そのため、倒木や崩落の危険性があり、そのままでは施工が非常に困難であるということから、400平米の竹林及び立ち木を伐採しなければならないという状況になりました。また、それに加え、天候が安定せず、河川の水位が下がらないというふうな状況なため、水替え工を工事期間中行う必要が生じ、また護岸の基礎設置に伴った掘削の際には、通常の土砂ではなく、中から岩盤が現れました。そういった内容から、工法につきましては掘削方法をブレーカー破碎にしなければならないというふうな工法変更も生じ、これら全ての変更に対しての増工として計上してございます。もう一本のほうは、蒲萄スキー場の治山施設の土砂撤去工事でございます。実施に当たり、発注後に新たな周辺ののり面が崩壊し、治山施設内に新たな土砂が流れ込んだ状況になりました。掘削工及び土砂処分等の必要項目を800立米増工したいというのが内容の一つと、それと新たに土砂崩れが発生したことに伴い、立ち木などの倒木もあることから、その倒木処理に撤去及び処分10トンを増工し、変更したいことによる金額でございます。予算書1ページ戻りまして、8ページ、9ページの歳入につきましては、この予算3,000万に伴いまして一般会計繰入額を計上してございます。そして、ページまた戻りまして4ページになりますが、繰越明許費につきまして、第2表、繰越明許費の御説明をさせていただきたいと思います。ただいま御説明しました2本の工事実施に当たり、まず河川の護岸改良につきましては、実施に当たり、この河川は2級河川であることから、新潟県と協議を行いながら工事を計画しておりました。協議が予定よりも実施に伴い長引いた部分があったこと、また他工事との調整に時間を要したことも要因としてございます。また、一番大きいのは降雨により、本来であれば冬期間河川水位が下がるところですが、思うように河川水位が下がらずに着手できなかった期間が生じたため、繰越しの理由とするものです。もう一本の工事のほう、蒲萄スキー場の治山施設の土砂撤去工事につきましても、実施に当たり、砂防ダムに堆積している土砂を撤去する内容ではございましたが、発注後新たに崩壊が起き、土砂がまたそこに増加した経緯がございます。また、安全性の確保に時間を要したほか、悪天候が続き、堆積している土砂からももう水が湧き出るというふうな状況であったため、思うように撤去ができない期間を生じました。以上、2工事の工期延長に伴い、繰越明許費をお願いするものでございます。以上です。

(質 疑)

姫路 敏

蒲萄スキー場は、今年度で終了ということで進んでいくのでしょうかけれども、ちょっとこの工事やら何やらというのは、後々尾を引かないですか。いわゆる今やった後に、来年とか再来年とか、もうスキー場はやらないという方針で決めているのでしょうかけれども、同じような類いのものが出てくるという危険性というか、そういったものというのはどんなふうに考えていますか。大丈夫なのですか。

観光 課長

今の2本のうちの2級河川蒲萄川の護岸改良工事につきましては、蒲萄スキー場のメインコースと別に迂回するコースがございまして、そのコースの排水の流末が2級河川に流入するというふうな部分でございます。これまでその流入ポイント

が2級河川であったのですが、その河川の護岸が合流に耐えていたのだと思うのですけれども、長い期間その合流の水の力によって非常に崩壊を招いたという現象を今回この工事で改善したわけですので、この工事をすることによって、これ以降もまた長期においてその護岸の保護はなされるものというふうに理解しております。あと、もう一本の治山施設のほうなのですけれども、これは本来県のほうで砂防ダムという治山施設なのですけれども、砂防ダム自体はそこに土砂の流れ込みとか、そういう崩落を抑える意味の施設ですので、そこが一定量土砂がいっぱいになったとしても、それでその砂防ダムの機能は終えたということになるのです。そこでまた新たな懸念材料があったら、新たな砂防ダムの建設というふうに県のほうでは計画するものだと思いますが、ただその砂防ダムが今流入で非常に土砂がいっぱいで、水等も差してくる状況であると、そこをオーバーフローしてしまうと、先ほどのコースのすぐ上部にあるものですから、スキー場の安全性を危惧する、安全性確保に懸念される内容であるものですから、今回砂防ダムの撤去を、安全性確保のために土砂を取り除いたという内容でございます。また、この土砂が今後何年たっても計画量を満たすようになるかというのは、かなりの年数かかると思います、そういったことになると、またこの谷でもそういった危険箇所というのは改めて、今度スキー場ではなく、砂防の観点からの工事が計画されるものとして理解しております。

三田 敏秋 今蒲萄川は2級河川だと説明がございましたけれども、県管理の関係ですよ、2級河川になれば。

（「はい」と呼ぶ者あり）

三田 敏秋 そして、その護岸というのは県で構築するということで考えていいわけですか。
観光 課長 河川は2級河川で、県管理でございます。ただ、県が河川を維持するために最低限の工事はこれまでも出されていたのですけれども、今回、スキー場からもととの排水経路と、スキー場のコースをつくることによって新たなコースに沿った排水が長年発生していて、その合流ポイントの手当てというのがこれまでの長い年数されていなかったことによって、今そこをもう護岸が本来合流ポイントとしてしっかり護岸されていないところを改めて補強しなければいけない。そこで、河川管理上、当然県のほうの指導ももらいながら工事内容は詰めていかなければいけないのですけれども、原因としては市のほうのスキー場の排水というのを原因とするところでございますので、本市のほうで工事を発注したという経緯でございます。

三田 敏秋 それ、スキー場の不備のためにそのところに加害したから、市で直してくれという県との協議なわけですか。

観光 課長 そのとおりでございます。

三田 敏秋 そうすると、そこには、市の責任でやったものだから、県ではその工事はしないと、市であくまでもやっていただきたいということで理解していいわけですね。

観光 課長 そのとおりでございます。

三田 敏秋 あと、砂防の関係、これも県管理で当然やっているわけでございますけれども、そのスキー場の不備のためにオーバーフロー等々のあれがあるということで、その土砂撤去も市でやれということでの理解でいいわけですか。

観光 課長 砂防ダムの堆積土砂につきましては、令和4年度の水害、あのときも大きく流入がございました。それ1点で極端に堆積したものであれば、当然災害の工事としての取り扱うべきものでございますが、それ以前からも多少の、極端ではないのですけ

れども、徐々にその砂防の機能を果たすための堆積等も見られたものですから、今回災害の対応の工事ではなく、あくまで地形上の、スキー場の補修工事としての発注をさせていただいた次第です。

三田 敏秋
観光 課長

それも、では市で撤去せいということなわけですか。

砂防ダム機能につきましては先ほども御説明したとおりですが、砂防といっても、やはり市町村のほうで砂防以外の機能の利用をされているところは何か所かあります。たまたま治水が望める期間であれば、その治水された水を使って、農業用水または消雪等に利用しているような砂防もございます。その部分については、当然利用させてもらっている市のほうで補修等も行っています。この砂防ダムについては、そういうふうな二次的な利用はございませんが、スキー場のコースの安全性を担保するという意味では絶対不可欠だという判断で、今期その撤去工事をさせていただきます。

富樫 光七

御苦労さまです。何か確認というか、1つ教えてほしいのですけれども、もちろんスキー場は今やめてしまって、これからいろんな解体の計画が始まるのでしょうかけれども、その中においてでも、今のスキー場のコースの中で、例えばこれから大雨があつて何かあった場合でも、これは村上市の一般会計の中から予算を出して片づけなければならないとか、100%工事をしなければならないということが発生しそうだという意味ですか。

観光 課長

今お話の中で新たに発生するというのが、災害に似たような、そういったものは今でも予測はできませんが、そういったものを含めて、特にスキー場跡地として予測できるのが雪崩です。これまでスキー場として管理しておりましたので、常時スタッフが圧雪機を用いてコースの圧雪をし、またそういった危険性の確認等も営業日毎朝やっております。ただ、そういった突発性なものを回避するために、今後調査を入れまして、特に雪崩に関しては、どこのエリアがどれだけの危険性があつて、こういった対策工事をしなければならないかというのは、これかなり専門性の知見を必要としますので、そういった調査設計等を計画した後に実際の施工に移ることになると思います。また、復旧に伴う地権者へその土地等を現況復旧等を原則として考えておりますが、そういった部分の工事につきましても、今後、令和6年度をもってスキー場の特別会計は閉鎖になりますので、その後の対応は全て一般会計予算になるものと理解しております。

富樫 光七

もう一つなのですけれども、たしか土砂崩れとか何かすると、専門的な検査は、去年の何か、私初めて来たので、よく覚えていないのですけれども、検査する費用は今年度の予算の中に土砂崩れとか、そういうのをするような予算が1,000万円ぐらいだと思うけれども、たしか入っていたような気がするのですけれども、その工事の話は、進捗はどうなっていますでしょうか。

観光交流室長

ただいま御質問いただいた件ですけれども、雪崩の防止、点検業務ということで今年度、現在点検業務を委託してございます。

富樫 光七

その結果というのは、いつ頃私たちも聞くことはここで見られるのか、それともそれはこの議会では発表はないのでしょうか。

観光交流室長

今年度中、現在結果を取りまとめておりますので、結果分次第、対策のほうを予算化したいと思いますし、結果についてはお知らせしたいと考えております。

(自由討議)

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君）散会を宣する。

（午前10時29分）